

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月ごろから 38 年 9 月 5 日まで
(A社)
② 昭和 38 年 10 月ごろから同年 12 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 39 年 1 月 26 日から同年 7 月ごろまで
(B社)

昭和 36 年 9 月ごろから 38 年 9 月ごろまで、C 県にある A 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社に係る厚生年金保険の加入記録が 1 か月しかなく納得できない。

昭和 38 年 10 月ごろから 39 年 7 月ごろまで、B 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社に係る厚生年金保険の加入記録が 1 か月しかなく、その前後の記録が無いことは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等の申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人は、「当時、厚生年金保険に加入していたという認識はなかったが、最近、年金記録を確認した際、初めて A 社及び B 社に係る記録の存在を知った。なお、保険料控除については覚えていない。」と供述しており、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立人と一緒に A 社で勤務していた同僚は、「A 社での勤務形態は、

親方が各々の業務を請け負い、各現場に派遣されるような形態で行われていたので、直接入社したわけではない。また、給与は親方から直接現金で受けていたが、保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和38年9月5日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したと記載されており、これ以前に同名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②及び③については、B社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人は、「当時、同社に係る厚生年金保険の加入について認識しておらず、保険料控除についても覚えていない。」と供述していることから、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

また、時期は異なるがB社に勤務していた同僚が、「B社における勤務形態等についてはA社と同様の形態であり、保険料控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和38年12月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年1月26日に資格を喪失したと記載されており、これ以外に同名簿に申立人が同社に係る厚生年金保険に加入したことをうかがわせる記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 423 (事案 299 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 13 日まで
(B社)

A社とB社で働いていた申立期間の厚生年金保険は脱退手当金として支払済になっていると社会保険事務所では言われた。退職する時に厚生年金保険は後々続けた方がいいと言われていたし、脱退手当金が支給されたとする昭和 35 年 12 月 28 日は、他県の親戚の家に手伝いに行っており、自宅(C県D村、現在はC県E町)に居なかったため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずである。

また、新たに当時B社で一緒に働いていた別の同僚3人を思い出し、脱退手当金を受給しているか聞いてみたところ、絶対にもらっていないと言っていた。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられること、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されていること、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i) 脱退手当金が支給されたとする昭和35年12月28日は、他県の親戚の家に手伝いに行っており、自宅に居なかったため、脱退手当金を受け取ることはできなかったこと、ii) 新たに当時一緒に働いていた別の同僚3人を思い出し、脱退手当金を受給しているか聞いてみたところ、絶対にもらっていないと言っていたことを新たな事情として再度申立てている。

しかしながら、i) については、年金事務所によると、申立期間当時の脱退手当金の支払いは、現金又は送金による支払いが行われており、受取人（請求者、事業主等）の住所が当時のC県F市以外の者については、現金支払いの取扱いができないため、国庫金送金通知書を受取人に郵送し、同通知書の送付を受け取った受取人は、支給日（昭和35年12月28日）から1年以内に同通知書に記載された金融機関の窓口で受領する取扱いであったと説明している。

また、ii) については、当委員会において、当該同僚3人に確認したところ、事業所から脱退手当金について説明があったかどうかはまったく覚えていないと供述している上、そのうち二人の同僚については、B社における厚生年金保険被保険者期間は2年未満であり、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失時点においては、脱退手当金の受給権が無い者であったこと、残る一人については、同社における厚生年金保険被保険者期間は31月であり、脱退手当金の受給資格期間を満たしているものの、同氏は、同社に係る厚生年金保険の資格を喪失した日と同日に別の事業所に係る厚生年金保険の資格を取得していることから、B社に係る厚生年金保険の資格を喪失した時点においては、別の事業所において厚生年金保険の被保険者であるため、制度上脱退手当金を請求することができない。

これらのことを踏まえると、申立人の再申立てに係る主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年ごろから 36 年ごろまで
(洗炭又はA社)
② 昭和 36 年ごろから 46 年 1 月ごろまで
(マル炭)

昭和 25 年ごろから 36 年ごろまでB町 (現在はC市) にある洗炭で働いていた。同僚を 4 人記憶している。なお、A社という会社を聞いたことがある。

また、マル炭で昭和 36 年ごろから 46 年ごろまで勤務した。同僚を 16 人記憶している。

これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は同僚 4 人の氏名を記憶しており、申立人が申立期間①に炭鉱関連の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において「洗炭」という事業所は認められず、社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者記録照会回答票においても申立期間①に係る事業所の記載は無い上、社会保険事務所担当者及びC市役所担当者は「どこかの会社が経営していた炭鉱組織において洗炭が行われていた。」と供述していることから「洗炭」は事業所名ではなく、採掘した石炭から不純物を除去する「選炭」と呼ばれる作業の一工程と考えられるところ、申立人は「洗炭の会社名は記憶していない。」と供述しているため、申立人の申立期間①に係る事業所を特定することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において申立人が記憶している同僚 4 人のうち 3 人は特定することができない上、特定できた残る 1 人は既に死亡しており、「洗炭」及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることができない。

さらに、申立人は「A社という名前を聞いたことがある。」と供述しており、C市役所担当者は「昭和36年ごろA社D事業所というものがあり、A社は洗炭も行っていたと思う。また、マル炭とは『炭鉱離職者緊急就労対策事業』の略であり、洗炭の退職直後にマル炭へ勤務しているとなると、申立人は昭和36年ごろに閉山しているA社D事業所に勤務している可能性はある。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管するA社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶する同僚4人の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が記憶している申立期間②に係る元同僚は「私は申立人を記憶している。一緒にマル炭で働いていた。」と供述しているため、申立人が申立期間②においてマル炭に従事していたことが推認できる。

しかしながら、C市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人は昭和36年4月から42年4月まで国民年金保険料の申請免除を行い、50年12月22日に免除期間を含む40年12月から42年11月までの期間は納付している上、43年7月から46年1月までの期間については国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間②において申立人と同時期に勤務し、同じ業務に従事していたと考えられる申立人の元同僚は厚生年金保険被保険者記録が無い上、「マル炭とは失業対策の一環として町が行っていたもの。私も厚生年金保険には加入していないし、マル炭において労働者は厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

さらに、公共職業安定所の保管する申立人に係る移行外被保険者台帳総合照会において、申立人の申立期間②の一部に係る雇用保険被保険者記録が7期間4社分確認できるところ、そのうち特定することのできた3社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人は健康保険被保険者証を所持していた記憶及び厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかの記憶が曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。